

公 報

諸 事 項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和 8 年（フ）第 1 9 1 号

千葉県成田市御所の内 4 番地 17

債務者 インテックデザイン株式会社

代表者代表取締役 多田 敏郎

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 2 日午後 4 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清田 友洋
- 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 8 月 3 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 10 月 7 日午後 2 時

千葉地方裁判所佐倉支部

令和 8 年（フ）第 1 9 2 号

千葉県成田市御所の内 4 番地 17

債務者 シーアイプラスト株式会社

代表者代表取締役 多田 敏郎

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 2 日午後 4 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清田 友洋
- 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 8 月 3 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 10 月 7 日午後 2 時

千葉地方裁判所佐倉支部

令和 8 年（フ）第 4 6 6 3 号

東京都台東区北上野 1 丁目 15 番 5 号

債務者 株式会社サフト

代表者代表取締役 石井 弘人

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 8 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 太一

- 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 8 月 5 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 10 月 1 日午前 10 時 30 分

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 4 6 6 5 号

東京都豊島区南大塚 2 丁目 11 番 10 号 ミモザビル 3 階

債務者 株式会社柴田商店

代表者代表取締役 半澤 義浩

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 8 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小西 徹
- 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 8 月 5 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 10 月 2 日午前 10 時

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 4 7 1 3 号

東京都千代田区内神田 3 丁目 12 番 10 号

債務者 株式会社千寿企画

代表者代表取締役 古川 克寿

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 8 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新井 翼
- 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 8 月 5 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 10 月 8 日午後 1 時 30 分

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 4 7 1 5 号

東京都港区麻布十番 2 丁目 6 番 3 号

債務者 ビクトリックス株式会社

代表者代表取締役 岡田 勝利

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 8 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金 哲敏
- 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 8 月 5 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 10 月 8 日午後 2 時 30 分

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 4 7 1 6 号

東京都渋谷区恵比寿 1 丁目 26 番 13 号

債務者 イートリックス株式会社

代表者代表取締役 岡田 勝利

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 8 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金 哲敏
- 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 8 月 5 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 10 月 8 日午後 2 時 30 分

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 4 7 1 8 号

東京都板橋区清水町 22 ー 8

債務者 株式会社 G L I T T E R

代表者代表取締役 桂川 典子

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 8 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 燎人
- 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 8 月 5 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 10 月 2 日午前 10 時

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 4 7 2 0 号

東京都豊島区池袋 3 丁目 34 番 7 号 ビジネスパーク池袋 2 階

債務者 株式会社さいたまテック

代表者代表取締役 吉原 信平

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 8 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石原 遼太
- 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 8 月 5 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 10 月 9 日午前 10 時

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 4 7 2 3 号

東京都中央区日本橋室町 1 丁目 11 番 12 号 日本橋水野ビル 7 階

債務者 有限会社 GREEN P L U S

代表者代表取締役 西 奈緒美

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 8 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荒木 誠司

- 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 8 月 5 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 10 月 9 日午前 11 時 30 分

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 4 7 8 2 号

東京都立川市栄町 3 丁目 56 番地 14

債務者 株式会社飛翔

代表者代表取締役 伊藤 聡

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 8 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 梅田 和尊
- 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 8 月 5 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 10 月 1 日午後 1 時 30 分

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 4 7 8 4 号

東京都中央区銀座 7 丁目 15 番 8 号 タウンハイツ銀座 406

債務者 株式会社百研社

代表者代表取締役 伊藤 悠太

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 8 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柴山 佳久
- 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 8 月 5 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 10 月 8 日午後 1 時 30 分

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 4 7 8 6 号

東京都世田谷区若林 5 ー 3 ー 13 ルミナス若林 302、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区千駄ヶ谷 3 丁目 22 番地 1

債務者 オフィス・レイ合同会社

代表者代表社員 日比多恵子（香西多恵子）

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 8 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中越 琢人
- 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 8 月 5 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 10 月 2 日午前 10 時 30 分

東京地方裁判所民事第 20 部